

5. 提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を、下記6.に定める受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札書及び提案書の受領期限及び提出場所

令和3年12月2日 17時 3.①に同じ

(2) 開札の日時及び場所

令和3年12月10日 午前10時 42分 浦和・イオン浦和競走得点の決定 14時 浦和競走得点の決定 1時 浦和競走得点の決定 2時 浦和競走得点の決定 3時 浦和競走得点の決定 4時 浦和競走得点の決定

7. 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧(要求事項)に記載している評価基準に基づき審査し、点数に決定する。評価項目の評価基準は、基礎点に満たない場合は不格とす。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のなした者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とす。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の低い者とする。ただし、格上の者が同等の価格で落札した場合、格下の者が格上の者よりも高価格で落札した場合、格上の者を優先する。格上の者が格下の者よりも高価格で落札した場合、格上の者を優先する。

(6) 競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

(7) 詳細は入札説明書による。

9. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象としない契約先に関する情報

公表の対象としない契約先に関する情報は、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

※注1 「役員や業務担当者等の職務について、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

役員や業務担当者等の職務については、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

※注2 「役員や業務担当者等の職務について、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

役員や業務担当者等の職務については、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

(2) 公表の対象とする契約先に関する情報

公表の対象とする契約先に関する情報は、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

① 当該契約先に関する情報

当該契約先に関する情報は、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

② 当該契約先に関する情報

当該契約先に関する情報は、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

(3) 当該契約先に関する情報

当該契約先に関する情報は、競争参加者は、入札の資格に資する資格審査結果を提出し、

- ① 契約締結日時点まで在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日は、契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他、当該契約締結の要約（情報開示の請求に対する回答等）に関する情報を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」のホームページに掲載すること。また、当該契約締結の要約（情報開示の請求に対する回答等）に関する情報は「国立研究開発法人水産研究・教育機構」のホームページに掲載すること。また、当該契約締結の要約（情報開示の請求に対する回答等）に関する情報は「国立研究開発法人水産研究・教育機構」のホームページに掲載すること。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国立研究開発法人水産研究・教育機構の「公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出について」のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日）に基づき、公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出をお願いしています。なお、当該誓約書の提出は、公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出をお願いしています。

国立研究開発法人水産研究・教育機構の「公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出について」のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日）に基づき、公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出をお願いしています。

国立研究開発法人水産研究・教育機構の「公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出について」のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日）に基づき、公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出をお願いしています。

国立研究開発法人水産研究・教育機構の「公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出について」のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日）に基づき、公的研究費の不正防止に関する誓約書の提出をお願いしています。

用 船 仕 様 書

1. 調 査 名 : 日本海および東シナ海におけるスルメイカ稚仔調査

2. 調査目的・概要

日本海から東シナ海におけるスルメイカ秋季発生系群の稚仔の分布と発生量（分布域の広がり
と分布密度）から、再生産状況を把握することで、スルメイカの資源動向に関する知見を収集す
る。

3. 調 査 内 容

*各調査点において下記①～④の調査を実施する。

Leg 1 調査 (1/10～2/1) では16時間 (5時～21時を目安とする) 体制で、

Leg 2 調査 (2/3～2/11) 、Leg 3 調査 (2/12～2/24) では24時間体制で実施する。

①メモリー式CTDによる観測および表面水温の観測、表面採水 (198点)

- ・メモリー式CTDを用いた観測（水深0～350m深まで）を行う。機器取付およびウインチ操作は乗組員が行い、取得したデータの読出整理は調査員が行う。
- ・メモリー式CTD観測中に、採水バケツを用いて表面採水を行い、棒状温度計で水温を測定する。採水した海水はクロロフィル分析用に濾過し、フィルターを冷凍保存する。

②改良型ノルパックネット（シングル2種）によるサンプル採集 (198点)

- ・海底直上5m（海深150m以深では150m）からの鉛直曳採集を実施する。原則として、1m/sで揚収し、スルメイカ等卵稚仔、プランクトンを対象としたサンプルを取得する。ウインチへのネットの着脱及び操作等は乗組員が行い、サンプル処理は調査員が行う。
- ・傾角によるワイヤー長補正は行わない。
- ・本調査で使用するノルパックネット（LNPネット、口径45cm、ネット重量約5kg、目合0.335mmおよび0.100mm、附属器材（濾水計）は当機構が用意する。

③ボンゴネットによるサンプル採集 (198点)

- ・最深層100mを目処とした傾斜曳き採集を以下の要領で行う。
漁網監視装置を用いてネットの深度をモニターする。ワイヤーを0.5m/sで繰り出し、所定深度（海底直上10m。ただし最深は100mまで）に到達後、すぐ巻き上げる。巻き上げ速度0.5m/sで揚収し、スルメイカ幼生等のプランクトンサンプルを取得する。曳網時の船速は約2ノットとし、曳網中のワイヤー傾角が60°前後となるよう適宜船速を調整する。ワイヤー傾角も記録する。ウインチへのネットの着脱及びウインチ操作、漁網監視装置の着脱は乗組員が行う。
- ・1曳網で取れる2つの網のサンプルのうち、濾水計の付いた方の網のサンプルを保存する。サンプル処理は調査員が行う。
- ・本調査で使用するボンゴネット（口径70cm、ネット重量約20kg、目合0.335mm）、附属器材（より戻し、底袋、濾水計、水深計、重錘）は当機構が用意する。

④その他 (198点)

- ・一般気象と海象観測（天候・風向・風力・気温・気圧・波浪・うねり）をブリッジにおいて乗組員が記録用紙に記載する。記録用紙は当機構が用意する。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で船舶に整備されていること。）

- ① メモリー式CTD およびノルパックネット用ウインチ 1台
 - ・上記3. ①および②調査用
- ② 曳索（φ9mmのワイヤー 300m以上）が利用可能なウインチ 1台
 - ・上記3. ③調査用
- ③ メモリー式CTD（水深350m以深まで測定可能なもの） 1台
 - ・上記3. ①調査用
- ④ 曳索（φ9mmのワイヤー300m以上） 1個
 - ・上記3. ③調査用
- ⑤ 漁網監視装置 1台
 - ・上記3. ③調査用
- ⑥ 冷凍設備（冷凍ストッカーなど、約50L）
 - ・上記3. ①クロロフィル分析用フィルター冷凍保存用
 - ・標本を保存するため、冷凍温度-20℃以下の冷凍設備を有すること。なお、冷却システム等は問わない。
- ⑦ 重錘（約10kg） 1個
 - ・上記3. ①および②調査用

5. 総 ト ン 数 900トン以下

6. 乗船調査員数（同時期に乗船する最大調査員数） 3名

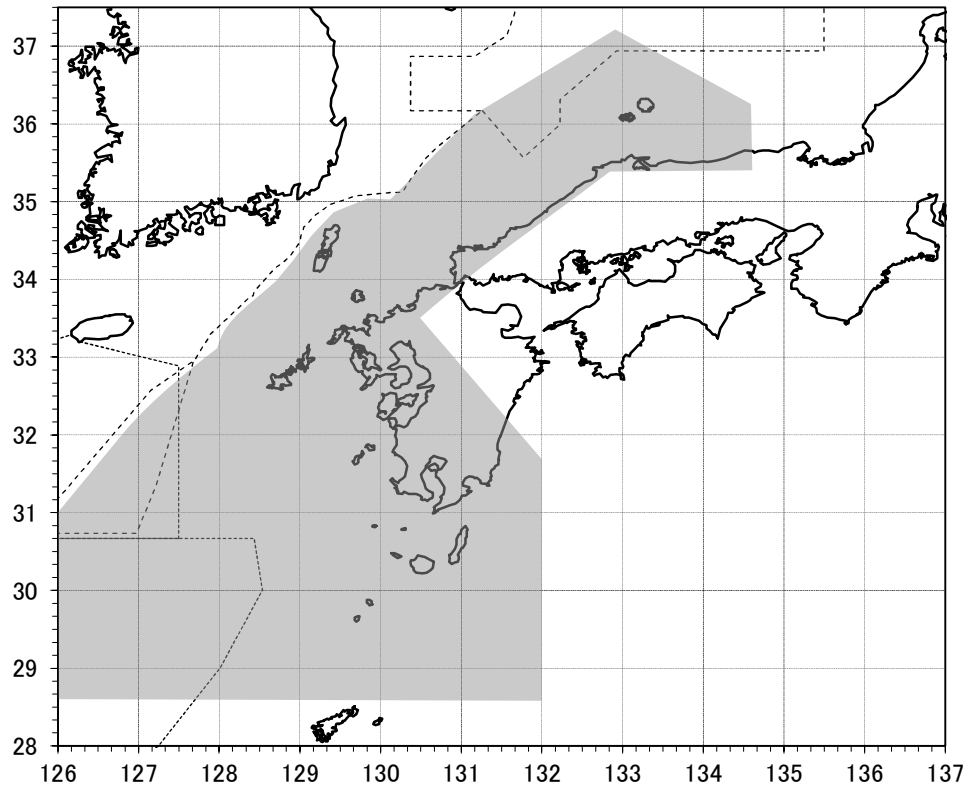
7. 用 船 期 間 令和4年1月6日～令和4年2月25日

8. 運 航 予 定

4. 1. 6	用船開始、調査機材等積込（三崎港）
4. 1. 7	三崎港（用船開始港）出港
4. 1. 10	Leg 1 調査開始
4. 2. 1	下関港（寄港地）入港、給油
4. 2. 3	下関港（寄港地）出港、Leg 2 調査開始
4. 2. 11	長崎港（寄港地）入港
4. 2. 12	長崎港（寄港地）出港、Leg 3 調査開始
4. 2. 24	長崎港（用船解除港）入港
4. 2. 25	調査機材等積降、給油、用船解除

9. 調 査 海 域 日本海西部～東シナ海

10. 調査海域図



※詳しい調査点については、本件入札説明書添付の仕様書にて示す。

11. 担当研究所 水産資源研究所

12. その他

- ①詳細については担当職員の指示に従うこと。
- ②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- ③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。
- ④用船開始港および寄港地港については、調査に支障のない範囲内で請負業者と協議の上、変更することができるものとする。